

環境森林部公共事業事後評価実施基準

令和3年4月1日
環境森林部自然環境課

1 目的

この基準は、環境森林部が環境森林部公共事業事後評価実施要綱（令和3年4月1日定め）により行う公共事業の事後評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事後評価の対象事業及び実施時期（実施要綱第2条関連）

- (1) 事後評価の対象事業は、環境森林部が事業主体となる公共事業のうち災害復旧事業など緊急を要する事業及び維持管理事業を除く全ての事業で、全体事業費10億円以上のものとする。
- (2) 事後評価は、事業完了後一定期間が経過した事業について実施するものとする。
なお、事業完了とは、別表1に定義する時点とし、一定期間とは、原則5年を経過したものとする。

3 事後評価の実施（実施要綱第4条関連）

- (1) 事後評価を行う場合は、事後評価シート（別記様式第1号又は同第2号）を作成するものとする。
- (2) 事後評価の実施手順は、別表2によるものとする。
- (3) 複数の事業が一体となって実施された事業にあつては、各事後評価の実施主体等が調整して、事後評価を実施することができるものとする。
- (4) 事業効果等の検証のために、学識経験者等から構成される附属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置された附属機関又は私的諮問機関をいう。以下同じ。）が設置されている場合は、評価委員会に代えて、当該附属機関等において審議を行うものとする。
- (5) 部長は、前項の規定に基づき、評価委員会に代えて審議を行う附属機関等を定めた場合は、別紙1により評価委員会にその旨を通知するものとする。

4 再度評価の基準（実施要綱第5条関連）

審査及び審議の結果を踏まえ、部長が再度、事後評価を行う場合の基準は次のとおりとする。

- ア 今後の事業の進捗や、時間の経過等により効果の発現が期待できると部長が判断した事業
- イ 改善措置が必要であると部長が判断し、その措置が講じられた事業

ウ その他部長が再度、事後評価の必要があると判断した場合

5 資料の保存

部長は、事後評価終了の日に係る特定日以後10年間、当該事業評価の審査及び審議の結果並びに関係資料を保存するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 環境森林部公共事業事後評価試行基準（平成23年4月1日環境森林部自然環境課定め）は、廃止する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (2 (2) 関係)

事業種別	事業完了の定義
保安林事業	原則として事業計画を行った区域の全てが完了した時点
治山事業	原則として事業計画を行った箇所全てが完了した時点
林道事業	原則として事業計画を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点

別記
様式第1号

事後評価シート

環境森林部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	評価の種類	評価年	事業期間		事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
						着手	完成			
1				事前評価						
				再評価 ※1						
				事後評価						

事後評価の結果 ※2	
【1 全体計画】	
【2 事業の目的】	
【3 事業効果の発現状況等】	
【4 事業による環境の変化や環境の保全】	
【5 施設の維持管理状況】	
【6 今後の課題等】	
総合評価	特記事項

(対象理由)

- ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業
- ②再度、事後評価の必要があると判断した事業

- ※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。
- ※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。

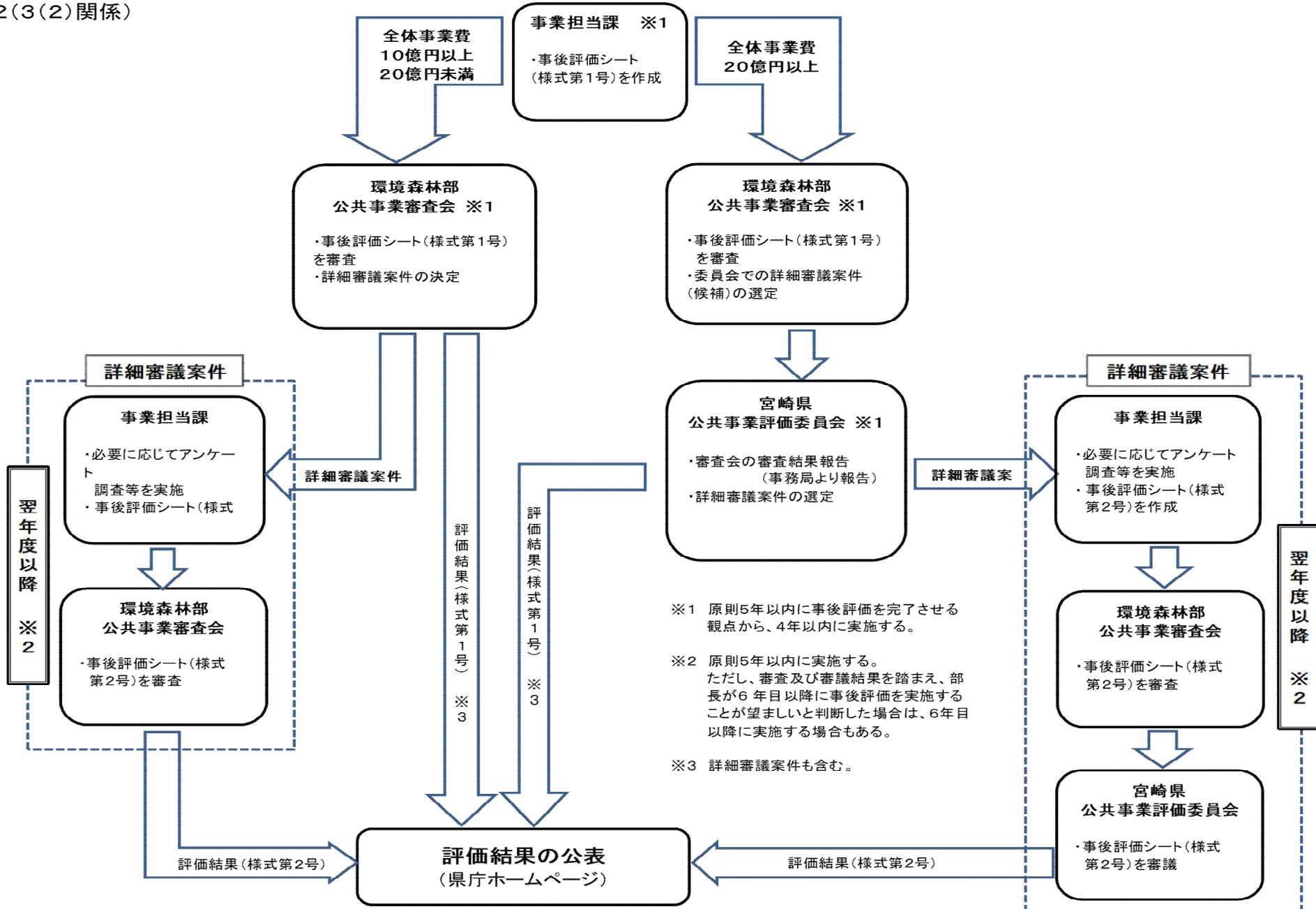
様式 2 号

事後評価シート

事業名		事業課名	
箇所名		市町村名	
事業費	百万円	事業期間	年度 ~ 年度

1 全体計画
2 事業目的
3 事業効果の発現状況等
<ul style="list-style-type: none">・ 社会経済情勢の変化・ 事業効果の発現状況・ 事業効率・ アンケート結果 など
4 事業による環境の変化や環境の保全
5 施設の維持管理状況
6 今後の課題等
7 総合評価・再度評価の必要性

別表2(3(2)関係)



別紙1(3(5)関係)

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

宮崎県公共事業評価委員会
委員長 〇〇 〇〇 殿

宮崎県環境森林部長

事後評価の審議実施機関について(通知)

環境森林部が事業主体となって実施した〇〇事業について、宮崎県公共事業評価委員会に代えて事業効果等の検証を行う機関を下記のとおり定めましたので、県環境森林部事後評価実施基準3(5)の規定に基づき通知します。

記

〇〇条例(〇〇要綱)第〇条〇項の規定に基づき設置された附属機関(私的諮問機関)※

※ 附属機関等の名称が決まっている場合は具体的な名称を記載する

(文書取扱 〇〇〇〇課)